

○ 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文
 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（罰則） 第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、<u>三十万円</u>以下の罰金に処する。 2 （略） 附 則 （この法律の失効） 第二条 この法律は、平成三十一年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。	（罰則） 第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、<u>十万円</u>以下の罰金に処する。 2 （略） 附 則 （この法律の失効） 第二条 この法律は、平成二十六年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。